

ホルムズ海峡封鎖に伴う中東情勢の現況③

日本人船員全員がペルシャ湾外へ退避（24 人→0 人）

ペルシャ湾外に向けホルムズ海峡を通峡する場合の前提条件を確認

4 月 3 日に協議会（安全）ならびに安全問題協議会を開催し、ペルシャ湾内に滞留する船舶が湾外に向けホルムズ海峡を通峡する際には、十分な安全確認に基づく慎重な判断が不可欠であり、船舶と乗組員の安全が担保されることが前提となること、また通峡の判断が下される場合においても乗組員個々人の本人同意が必要であることから、ペルシャ湾内に滞留する船舶が湾外に向けホルムズ海峡を通峡する際の乗組員の扱いに関し、以下の 3 点を含んだ枠組みを設けることを確認した。

▽会社は、関係船舶がホルムズ海峡を通峡する場合は関係機関との調整を図り、安全に航行できる旨の確認を行った上で日本国政府へ通知し、責任を持って乗組員の安全確保の為にあらゆる対策を講じるものとする。

▽会社は、ホルムズ海峡の通峡前に乗組員の意思確認を行い、同意する者のみ航行に従事させることとする。また、会社は通峡に同意しない乗組員に対して、自国までの安全な帰国経路を確保のうえ、可及的速やかに下船手続きを進めることとする。

▽会社は、前項の実施について船主団体経由で事前に組合へ通知する。

これらの確認と併せて組合より、政府から出された情報を含め日本船主協会から情報発信する際は加盟各社までに留まらず、加盟各社から本船まで確実に情報が届けられるよう徹底するよう要請した。

「海員だより」